

令和7年度瀬戸内オーシャンズX事業追跡調査業務に係る仕様書

1 業務の目的

令和6年度に瀬戸内オーシャンズX事業で漂着ごみを回収した南予地域の立入困難海岸について、その後の海洋ごみ漂着状況を調査・分析し、関係市町等と今後の適正な維持管理方法を検討する。

2 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 令和7年度瀬戸内オーシャンズX事業追跡調査業務

(1) 調査対象

漂着ごみ：海岸（砂浜、岩礁など）に漂着し、打ち上げられているごみ

(2) 調査内容

ア 漂着ごみ追跡調査

イ 漂着ごみ現地調査

(3) 調査地点

ア 漂着ごみ追跡調査

令和6年度に瀬戸内オーシャンズX事業で漂着ごみを回収した南予地域の立入困難海岸（35地点）。詳細は、別紙「瀬戸内オーシャンズX事業追跡調査地点」のとおり。

イ 漂着ごみ現地調査

漂着ごみ追跡調査地点のうち3地点程度。アの初回調査結果を基に選定すること。

(4) 調査期間及び回数※（詳細な調査時期は、循環型社会推進課と協議して決定する。）

ア 漂着ごみ追跡調査

7～8月、9～10月、11～12月、1～2月の4回

イ 漂着ごみ現地調査

9～10月、1～2月の2回

(5) 調査方法

ア 漂着ごみ追跡調査

調査期間中に4回、全調査地点の海岸全体をドローン等で撮影する。全調査地点の海岸全体の漂着ごみの量（容量）を推計し、評価を行う。推計は、「令和6年度瀬戸内オーシャンズX追跡調査業務報告書」のごみ分類などを参考に、妥当性のある方法で行うこと。

イ 漂着ごみ現地調査

調査期間中に2回、ドローン等で撮影困難な漂着ごみの目視確認を行う。調査地点の一定範囲内を「水辺の散乱ごみの指標評価手法マニュアル」に基づきランク分けを行い、漂着ごみの量（容量）を推計する。得られた結果をアの調査結果と比較し、補正すること。

(6) 調査結果の取りまとめ

各調査で確認された、漂着ごみの変動状況等を整理し、「令和6年度瀬戸内オーシャンズX事業追跡調査業務報告書」を作成する。

ズ X 追跡調査業務報告書」の結果を踏まえ、その要因を考察するとともに、地理的条件や気象条件等を踏まえた効果的、効率的な回収方法について、結果報告書として取りまとめる。

4 法令等の遵守

この業務を実施するに当たっては、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」その他関係法令等を遵守しなければならない。

5 打合せ協議

打合せ協議は、受注時、調査開始前、調査終了時及び成果品納入前の計4回を基本とするが、その他必要に応じて実施する。

打合せ事項について受託者は、その都度打合せ記録簿を作成する。

6 報告

業務実施期間中、受託者は県から業務進捗状況の報告を求められた時は、速やかに報告しなければならない。

7 成果品

受託者は業務期間内に、成果品として次に示す結果報告書を提出するものとする。なお、成果品の内容は、あらかじめ県と協議、精査するものとする。

○結果報告書（概要版）

ア 電子媒体1部（形式：Word 又は Excel などの編集が可能な形式及び PDF 版、記録媒体：CD-R 又は DVD-R）

○結果報告書（本編）

各調査で確認された、漂着ごみの変動状況等を整理し、「令和6年度瀬戸内オーシャンズ X 追跡調査業務報告書」の結果を踏まえ、その要因を考察するとともに、地理的条件や気象条件等を踏まえた効果的、効率的な回収方法について、結果報告書として取りまとめる。

ア 電子媒体1部（形式：Word 又は Excel などの編集が可能な形式及び PDF 版、記録媒体：CD-R 又は DVD-R）

イ 報告書：10部（A4判、両面刷、カラー）

8 その他留意事項

(1) 適用範囲

本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるもので、現地調査等の内容は十分かつ必要なものとし、管理的経費を十分考慮したものでなければならない。

また、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために必要な調査、協議及び説明会等、又は業務実施の上で当然必要と思われるものについては、原則として受託者の責任において実施しなければならない。

ただし、県及び受託者とも事前に予知できない事項については除くものとする。

(2) 疑義

受託者は、本仕様書に疑義が生じた場合は、県と十分協議のうえ、遺漏のないよう業務を行うものとする。

(3) 検査

本業務は、県の検査合格をもって完了とする。

(4) 成果品の瑕疵

納品の後、成果品に「瑕疵」が発見された場合は、県の指示に従い必要な処理を受託者の負担において行うものとする。

成果物の納入後 1 年を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合には、受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良個所を修正するものとする。

(5) 成果の帰属

本業務により作成された成果物の全ての著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)は、県に帰属する。ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

受託者は、県が認めた場合を除き、成果物に係る著作権人格権を行使できないものとする。

受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

(6) その他

ア 受託者は、本業務の実施に際し、規定業務内容の変更又は当該業務以外の調査・計画等の必要が生じた場合は、その段階で委託者とその対応について協議するものとする。

イ 業務内容の変更に必要な資料は受託者が作成する。